

## A 中小企業者事業継続支援給付金について

### 〔制度概要〕

一定の売上減少の要件（※1）を満たし、かつ敦賀市に本社をおく「中小企業及び個人事業主」（※2）に対して給付金を支給する。

※1「一定の売上減少の要件」、※2「中小企業及び個人事業主」については、「B」申請・記入にあたっての注意事項で詳述。

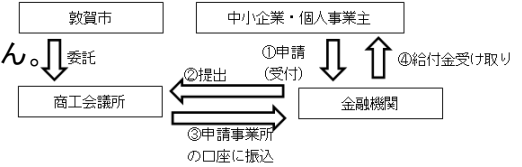
〔対象者および給付金額〕敦賀市に本社をおく、中小企業に40万円、個人事業主に20万円

④以下の場合、給付対象とはならない。

・「①事業収入（営業等、農業）」のほか、「②給与収入」「③公的年金等」がある場合には、2019年の確定申告において「①事業収入」が①～③を足した金額の50%を下回る場合。

・営業実態のない休眠法人、事業者。

・一度当該給付を受けた方は、再度給付申請することができません。



〔受付期間〕令和2年5月11日～令和2年7月31日

<申請から受け取りまでの流れ>

## B 申請・記入にあたっての注意事項

① 一定の売上減少の要件について（＝ ※1）

- 令和2年1月～6月の期間において、任意の連続する前年同時期3カ月間の平均売上高が20%以上減少していること。
- 事業開始時期が平成31年4月2日以降で、上記(a)で指定する連続する3カ月の売上平均を出すことができない場合は、事業開始日から令和元年12月31日までの売上平均と比較することができる。開業日が2日以降の月途中である場合は、当該月（開業月）の売上を日割り計算し、1カ月に換算した売上を当てはめる。（計算方法は、様式第3号参照）
- 当該書類については、受付金融機関及び敦賀商工会議所の求めに応じること。

② 申請の前提となる中小企業者、個人事業主について下表の通りとする。（＝ ※2）

| 種類     | 定義（中小企業基本法に準拠）                                    |
|--------|---|
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人  |
| 卸売業    | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人  |
| 小売業    | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人  |
| サービス業  | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

※複数の業種を営んでいる場合は、最も高い取扱い売上高に該当する業務を適用する。

※常時使用する従業員とは、以下の者を除いた従業員とします。

イ) 法人の場合の役員、ロ) 個人事業主の場合の本人、ハ) 日々雇い入れられる者 ニ) 2カ月以内の期間を定めて使用される者、ホ) 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者、ヘ) 試用期間中の者

- 記名捺印欄は、3か所あります。また、複写用紙にも忘れずに捺印してください。
- 各欄の口にも漏れなくしてください。
- 万一、記入・捺印漏れがあった場合は再度記名・捺印をお願いすることとなり、給付時期が遅れ、訂正中に、申請期限が過ぎた場合は、給付を受けることができなくなる場合があります。
- 記入内容や、添付資料に不明な場合があれば、敦賀商工会議所から直接申請者に連絡する場合があります。
- 本制度は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け、市内金融機関等の協力で実施するものです。
- その他ご不明な点がありましたら、敦賀商工会議所までお問合せ下さい。

## C 必要書類について

- 2019年の確定申告書類の控え（法人は前事業年度）
- 申請書（様式第1号）
- 売上減少要件に関する確認書（A様式第2号）又は（B様式第3号）
- 売上減少に係る根拠書類（試算表、帳簿等）
- 営業（実在）確認書類（下表のイ～ホ）の内いずれか一つ添付。敦賀商工会議所の会員であれば添付省略

| 営業（実在）確認書類                           | 対象者       |
|--------------------------------------|-----------|
| イ) 令和元年の税務署の受領印のある所得税の確定申告書の第一面      | 個人企業      |
| ロ) 税務署の受領印のある法人税の申告書の別表一（一）          | 法人企業      |
| ハ) 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの          | 法人企業・個人企業 |
| ニ) 同一の仕入先への支払領収書など、直近3カ月連続で取引がわかる帳票類 | 法人企業・個人企業 |
| ホ) 敦賀市の受領印がある市民税・住民税申告書第一面           | 個人企業      |

⑥ 本人（代表者）の確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか）【個人のみ】

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 受託実施機関 | 敦賀商工会議所 Tel 22-2611（お問合せ先）       |
| 委託者    | 敦賀市（所管：産業経済部商工貿易振興課 Tel 22-8122） |
| 連携金融機関 | 福井銀行、敦賀信用金庫、北陸銀行、福邦銀行、福井県農協      |